

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
意見項目	意見内容
	<p>◇「光の道」の政策的意義について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「我が国経済の更なる発展を目指し、ICTを最大限活用して国民の生産性を高め、豊かな社会を実現することを目指す」とする「光の道」構想の趣旨の実現を図るには、「『光の道』構想実現に向けて－基本的方向性－」（以下、「報告書」という）にある通り、①基盤整備にあたり、いかにインセンティブを確保するか、②利用者にとって魅力あるアプリケーションを提供することで、いかに利用率を向上させていくかが重要なポイントとなると考えます。</li> </ul>
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>◇基盤整備のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前提として、「報告書」で指摘されている通り、「国民負担をできる限り軽減するとともに、効率的かつ効果的に」整備するには、「民間主導での事業者間の設備競争のもとで整備」する必要があると考えます。</li> <li>この考え方からは、NTT東西のみがこれを果たすとの前提はありえない訳であり、全ての超高速ブロードバンド提供事業者の共通の取り組みとすべきであると考えます。加えて、NTT東西のみ、アクセス網保有部門の組織的な再編成を強いられる合理的な根拠は成り立たないものと考えます。また、例えば、NTT東西を構造分離すること等により、一元的に基盤整備を担う主体を設けるためには、設置スキームや法制度の整備等に時間を要するとともに、実現に際しては多大なコストを要する上、ユーザ利便、投資インセンティブ、経営の効率性、事業の継続性の担保等様々な課題があることから、一元的な整備主体を新たに設けるという考え方はとるべきではないと考えます。</li> <li>また、「報告書」にある通り、「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援」が必要となるとの考え方には賛同しますが、多大なコストを要する一方で、利用率向上のために低廉な接続料金を実現するという「二律背反」的な課題を克服するためには、所要のコストを十分に賄える水準である必要があると考えます。</li> </ul> <p>ソフトバンク殿は、全国一律で効率的なインフラ整備を推進するアクセス回線会社であれば採算性は確保可能とし、光回線は月額1,400円で提供可能と主張されていますが、このような非現実的かつ不十分な試算に基づく政策判断は是非とも回避</p>

	<p>する必要がありと考へます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考へられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考へるか。</p>	<p>◇利用率向上に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率向上のためには、「競争政策によるサービスの発展・料金の低廉化」が必要との「報告書」の指摘には異論はありませんが、それを実現するためとして、成長分野に対し、規制により過度なオープン化を強いることは、投資インセンティブを確保しえなくなる恐れが高く、ひいてはサービスの発展自体の足枷になりかねないことから、厳に慎むべきと考へます。</li> <li>・むしろ、有望なアプリケーションとしての「医療、教育、行政等の分野におけるICTの利活用を妨げる各種規制の見直し」を早急かつ大胆に実現することが求められているものと考えます。</li> </ul> <p>加えて、例えばエコポイント付与等の利用者のICT利用自体へのインセンティブの設定や、行政として国民ID化の実現並びにリテラシー支援等、利活用を促進するための新たな制度化の検討も必要であると考えます。</p> <p>◇ドミナント規制の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「報告書」では、「総合的な市場支配力に着目したドミナント規制」導入の「速やかな検討の開始」が適当とされていますが、その「市場支配力」が「NTTグループの市場支配力」を意図しているのであれば、論点として不十分と言わざるを得ません。欧州においては、「着信独占」の観点から、移動体事業者はすべてSMP指定事業者として非対称とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けている携帯電話特有の事情、更には、實際上、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえると、現行の第二種指定電気通信設備規制の範囲の見直しについての検討が必要であると考えます。</li> </ul>